

令和7、8、9年度用地上通信電子機器等の改修及びその他役の契約に
関する契約希望者募集要領

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長
林 千里

標記の契約を希望される方は、下記の要領により必要な手続きを行って下さい。

記

- 1 調達品等の概要
別表「調達予定品目表」のとおり。
- 2 募集に応募できる者の資格及び条件
募集に応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は有する見込みの者であること。
 - (3) 希望する品目の契約の履行に必要な技術資料等を保有している、または使用することができる者であること。
 - (4) 希望する品目が、航空機製造事業法、武器等製造法又はその他の関連法規に基づく許認可等に係る品目である場合は、当該許認可等を有している者又は、契約締結までに当該許認可等を受けることができる者（下請負者についても同様）であること。
 - (5) 希望する品目と同一又は類似の品目について、同種役務の履行実績を有している者、若しくは同等の能力を有することを証明できる者であること。
 - (6) 第3補給処が定めた役務請負一般契約条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。
 - (7) 第3補給処入札及び契約心得を熟知の上、契約を締結することが可能な者であること。
 - (8) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ アにより、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (10) 契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権その他の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。

- (11) 秘密を取り扱う場合には、秘密に関する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、かつ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を当てることができる者（所要の時期までにこれらの条件を満たす見込がある者を含める。）であること。（特別防衛秘密又は特定秘密を取り扱う場合も、それぞれ同様とする。）
- (12) 不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能な者であること。
- (13) 契約の履行にあたり保護すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取り扱いを適切に管理できること。
- (14) 契約の履行にあたり官が保有する器材の貸付を希望する場合は、その使用時期及び保管等について、個々の貸付条件を承諾し適切に維持管理できること。

3 応募方法

(1) 提出書類

別紙様式第1の「契約希望申請書」（以下、「申請書」という。）に、2（2）、2（3）、2（4）及び2（5）に関する証明資料（以下、「審査資料」という。）の写しを添えて提出するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、関連する審査資料の添付を省略することができる。

ア 本公示の別の募集品目への応募時に添付したものと同一で、その内容に変更がない場合の当該審査資料（申請書の別紙1（資格要件申請表）又は、別紙2（契約希望品目表）の備考欄に、「通知番号第〇〇号（年月日）関連の申請書添付分と同一」等と記載すること。）

イ 希望する品目と同一又は類似の品目の製造又は役務についての、防衛省の調達機関との直近5か年度以内における実績がある場合における、2（3）に関する審査資料

ウ 法令等に基づく許認可等を必要としない品目における、2（4）に関する審査資料

(2) 提出部数及び提出要領

1部を提出期限までに提出先に電子メール、持参又は郵送（期限必着）により提出するものとする。なお、希望する品目が10を超える際は、持参又は郵送により提出する場合であっても別紙2（契約希望品目表）は、Microsoft Excel形式のデータで電子メールにより提出するものとする。

（FAX、CD-ROM等記憶媒体での提出は原則不可とする。ただし事前に理由等を説明し、官側担当者の許可を得た場合は可能とする。）

(3) 提出期限

令和7年1月20日

なお、募集は公示期間中、継続して実施する。この場合、提出期限後も提出資料の受付を行うが、別途審査を実施し、指名候補者名簿に登載したときから有効となるため、希望する品目の調達に間に合わないことがある。

(4) 提出時間（持参の場合）

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時15分から午後5時まで。

ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(5) 提出先

〒350-1394

埼玉県狭山市稻荷山2-3

航空自衛隊第3補給処調達部契約課

契約課長（地上通電契約班長気付）宛

電話 04-2953-6131（内線3358）

電子メールアドレス：上記内線番号までお問合せ下さい

4 仕様書等の閲覧時間、閲覧場所及び閲覧方法

(1) 閲覧時間

3 (4) に同じ。

(2) 閲覧場所

ア 仕様書番号に「3 補」の表記があるもの

埼玉県狭山市稲荷山 2-3

航空自衛隊第3補給処整備部整備技術課

電話 04-2953-6131 (内線 3308)

イ 仕様書番号に「開発」の表記があるもの

東京都府中市浅間町 1-5-5

航空自衛隊航空開発実験集団司令部装備課

電話 042-362-2971 (内線 3253)

(3) 閲覧方法

指定場所による閲覧

5 提出資料又は提示資料の審査等

(1) 応募者は、第3補給処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には説明しなければならない。また、追加資料等の提出又は提示を求められた場合には正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出又は提示しなければならない。

(2) 応募者は、第3補給処の担当者から工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る生産態勢等の調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等の立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

(3) 審査は、第2項に掲げる資格要件を満たしているかどうか、提出資料等を確認することにより行う。

6 審査結果の通知等

審査の結果、基準を満たしている者については、指名候補者名簿に登載するとともに、その旨を書面により通知する。その他の者については、当該名簿に登載されなかった理由を付して書面により非登載通知を行う。

7 疑義の申立て

(1) 非登載の理由に疑義のある者は、非登載通知に係る書面等を受け取ってから5日（休日は含まない。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して疑義の申立てを行うことができる。

(2) 分任支出負担行為担当官は、疑義の申立てを受けた時には、書面を受け取った翌日から起算して7日（休日は含まない。）以内に疑義の申立てをした者に対し書面により回答を行う。

8 応募に当たっての留意事項

(1) 応募にあたっての官給品及び貸付品の貸与は行わない。

(2) 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目等の指名候補者名簿に登載しない。また、第3補給処における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。

(3) 5 (1) 又は 5 (2) に反した者は、当該品目等の指名候補者名簿に登載しない。

(4) 提出資料の作成、提出、説明及び 5 (2) の調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出資料は、返却しない。

(6) 提出資料は、提出者に無断で他の目的に使用しない。

(7) 提出資料の差替え、再提出は認めない。ただし、第3補給処の担当者から審査のため追加資料を求められた場合は、この限りではない。

(8) 提出資料に自社以外のあるものは、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出所元を明らかにすること。

9 指名候補者名簿登載者及び応募者の義務等

- (1) 当該品目の調達要求があった場合、指名候補者名簿登載者が複数の場合は指名競争の通知、単独の場合は随意契約の通知を行う。ただし、義務違反又は不正行為等が認められた場合は指名候補者名簿から削除することがある。
なお、指名候補者名簿へ登載されていても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適当と認められなくなった者及び随意契約の相手方として適当と認められなくなった者は、指名競争及び随意契約の通知を行わない。
- (2) 指名候補者名簿の登載者で指名競争の通知を受けた場合には、第3補給処入札及び契約心得を熟知の上、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。（具体的な調達要求における納期、数量等の条件によっては、対応不可である場合は、合理的な理由を説明し辞退可能）
- (3) 指名候補者名簿の登載者で、契約することを希望しなくなった場合には、速やかに指名候補者名簿からの抹消申請を行わなければならない。
- (4) 応募者（申請書を提出しなかった者も含む。）は、閲覧等をした仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第3者に開示・漏洩してはならない。
- (5) 指名候補者名簿の登載者は、提出済みの申請書の内容について変更等があった場合は速やかに申し出るものとする。
- (6) 指名候補者名簿の登載者は、募集期間中の各年度（募集最終年度は除く）の1月31日時点で指名候補者名簿に登載されている全品目の契約希望申請書提出時に添付した審査資料（3（1）参照）の内容に関する変更の有無について、各年度の2月1日から3月31日までの間に「指名候補者名簿登載品目に関する応募資料等の変更有無申出書（以下、「申出書」という。）」（別紙様式第2）により申し出なければならない。
なお、期限までに指名候補者名簿登載者からの申出書の提出がない場合は、当該指名候補者を当該品目の指名候補者名簿から削除することがある。
- (7) 原則、指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

10 その他の注意事項

- (1) 前項の義務に違反した応募者は、第3補給処における応募を一定期間制限する。
- (2) 別表の品目については、計画及び過去の調達実績に基づき記載したものであり、今後必ず調達することを保証するものではない。また、仕様書の内容に変更がある場合がある。
- (3) 当公示における契約希望者の募集は、令和9年度末までとする。